

平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原告ら 山田稔 外22名

被告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

原告ら「鑑定に供試するイネに関する原告らの意見」に関するご連絡

平成19年8月20日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸

同 弁護士 山 岸 純



先日、原告らより、平成19年8月10日付「鑑定に供試するイネに関する原告らの意見」(以下、「本件書面」といいます)が提出されましたので、これに関し、以下のとおりご連絡申し上げます。

- 1 原告らは、本件書面において「被告において平成18年度実験で使用した種子は10粒しか保持しておらず、100粒の提供は不可能ということであれば、次善の策として、「平成17年度の野外実験で使用した種子」100粒で鑑定することが適切と考えます。」との意見を述べているようです。
- 2 しかしながら、被告が、わずか4カ月前に提出した「原告ら提出にかかる平成19年4月19日付「原告意見書(3)」に対する被告意見(3)」の第3「被告提出の遺伝子組換えイネの種子について」において詳述しましたとおり、2005年実験(注:原告らの言う平成17年度の野外実験)で使用した種子については、全て実験で使用済みであり、全く残っておりません。
- 3 したがって、「平成17年度の野外実験で使用した種子100粒」につきましても、本鑑定に供試することはできません。

以上